

【別紙 2】

読書通帳機詳細仕様書

I. 概要仕様

利用者がセルフ運用にて借りた本の貸出日、タイトル、著者等の情報を、専用機である読書通帳機を介して読書通帳に印刷できること。

II. 機能要件

読書通帳機、読書通帳連携用パソコンサーバ、基本制御プログラムからなること。
機器の色・外形寸法は、フロアのインテリア設計を考慮した仕様であること。

1. 読書通帳機

- (1) プリンタとパソコンが内蔵され、卓上においても運用できるよう、コンパクトな一体型筐体であること。
- (2) 利用者が容易に操作できるよう、7インチ以上のタッチパネル液晶を内蔵すること。
- (3) 図書館の中に設置しても運用に問題のない、静粛性に配慮した筐体であること。
- (4) 通帳等印刷装置は、ドットインパクトプリンタ（以下プリンタ）であること。
- (5) プリンタのインクリボンが図書館側で容易に交換できること。そのための手順書を用意すること。
- (6) 通帳等挿入時に、手が引き込まれないような構造であること。
- (7) 電源スイッチを背面1ヶ所にまとめ、利用者の誤操作やいたずらで電源が切れないようにすること。
- (8) 通帳を初期登録する際には、利用者が利用者カードのバーコードをスキャン操作することで、通帳媒体とサーバデータでの連携認識を行い、印刷できること。
- (9) 通帳等の新規発行や紛失に伴う再発行、利用者カード紛失処理等、通帳機運用に関する業務処理が容易に行えること。

2. 読書通帳連携用パソコン

- (1) 図書管理システムから転送される貸出データをデータベースに格納し、印字リクエストがあると、印字データを読書通帳機に送り、印字できる仕組みをもつこと。

3. 読書通帳に関して

- (1) 139.7mm×87.5mmのサイズで、見開き1ページの印字行数は12×2=24行であること。
- (2) 見開き15ページ(表紙見開き1ページ、印字見開き13ページ、裏表紙見開き1ページ)であること。
- (3) 自治体から提示される表・裏に印刷される色やデザインについては、事前に色校正を

提出し、自治体の了承を得ること。

- (4) 磁気ストライプにより個体識別を行えること。
- (5) 読書通帳納品に関しては、1千冊／1ロット単位以上の納品を基本とすること。

4. 通帳印字

- (1) 1行に日本語で30文字以上印字できること。
- (2) 1冊の印字明細数は、312行であること。
- (3) 1度印字した後、同じデータを2回以上印字しないこと。
- (4) ページの最終行まで印字すると、自動で改ページする機能を有すること。
- (5) 印字項目は、貸出日・書名を必須として、返却日・巻号・著者名・請求記号・貸出館等が印字できる仕組みをもっていること。

※ 印字項目は、上記のうち、自治体が指示するものとする。

5. 図書システム連携

- (1) 図書管理システムから一定間隔(1分～2分)で、その間に貸出されたデータを、ネットワークに接続された読書通帳連携用パソコンサーバに指定されたフォーマット(CSVファイル)で転送すること。
- (2) 返却データも、上記同様に転送できる仕組みを構築できること。
- (3) 60秒間にデータの貸出・返却が行われなかった場合、上記転送は行わないこと。
- (4) 図書館システム・読書通帳連携用パソコンサーバ・読書通帳機のネットワークは、指定する通信手順を許可すること。

6. 印字データ

- (1) 予めパラメタ設定した条件により、一定期間経過後、読書通帳連携用パソコンサーバから印字データを自動削除できること。
- (2) 返却したら、印字データを読書通帳連携用パソコンサーバから削除できるよう、貸出データを返却データで消込する仕組みを構築できること。

7. 運用

- (1) 利用者カードを紛失した際、新たに発行した利用者カードで継続して印字できること。
- (2) 通帳等を紛失した際、新たな通帳等を発行し、既存の利用者カードで利用できること。
- (3) 通帳等発行時やページ替え等で新しいページに印字する時、他の利用者の通帳等に印字できない仕組みをもつこと。

8. 設置・調整

- (1) 読書通帳連携用パソコンサーバ・読書通帳機のインストール、現地設置、調整(設定)

を行い、正常に読書通帳機が動作し、通帳等へ正常に印字ができることを確認すること。

- (2) 読書通帳機の操作・運用に関する説明会を実施すること。また、そのためのマニュアルを用意すること。

9. 保守

- (1) 読書通帳機のオンサイト保守ができるサポート体制があること。
- (2) 読書通帳機に不具合が発生した場合、速やかに現地オンサイト保守が実施できること。
- (3) 印字内容に不具合が発生した場合、現地にてデータ調査を行い正常復旧に努めること。
- (4) 保守部材・消耗品を5年以上継続して提供できること。